

令和7年度 工事の加点について

・工事の加点は、「創意工夫」、「社会性」等であり、「創意工夫・社会性等に関する実施状況」により評価する。

・下表には、R6年度以降に改訂された内容を掲載する

	加点内容	判断基準	監督課 評定点	成績表 配点	備考
生産性 向上	ICT施工	ICT技術を全面的に活用した工事 ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建機による施工 ④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品	①～⑤ すべて 実施で 2点	0.8点	※1 土木のみ
		上記の②、④、⑤の3つを活用した工事 (舗装工,舗装工(修繕工)のみ①、②、⑤)	1点	0.4点	
	受発注者間情報 共有システム(ASP)	機能を有効活用し効率化が認められ、電子検 査対応が可能であったもの	1点	0.4点	※2
働き方 改革	遠隔臨場(オンラ イン監督)	規定回数の実施が認められる。	1点	0.4点	※3
	若手・女性技術者	現場代理人または担当技術者として35歳以 下(請負工事を契約した日の属する年度の4 月1日に満35歳以下)の若手技術者もしくは 女性技術者を専任配置する場合	1点	0.4点	※4

※1)各工種のICT活用工事実施要領による。
「該当無し」の項目については、判断基準から除外する。

※2)土木工事は、予定価格が一定要件を満たす場合は原則実施
建築・建築設備工事、プラント工事は指定した工事で実施
但し、全工種において、受注者が希望した工事は実施

※3)全工種において、受注者が希望した工事で実施

※4)若手技術者・女性技術者の配置を行う場合には、CORINS(コリンズ)に登録すること。

・総合評価の技術提案で評価している内容については、加点対象外とする。